

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の
被ばく線量の評価状況について

2025 年 6 月 27 日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

当社は、福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の被ばく線量について、「外部被ばく線量」、「内部被ばく線量」に分けて評価し、厚生労働省に定期的に報告しています。

本日、2025 年 5 月末までの被ばく線量評価値について、厚生労働省へ報告しましたのでお知らせします。

5 月に放射線業務に従事した作業者の被ばく線量評価

- ・ 外部被ばく線量の最大値：6.77 mSv/月
- ・ 内部被ばく線量：有意な値は確認されておりません

以 上

< 添付資料 >

- ・ 被ばく線量の分布等について

被ばく線量の分布等について

1. 外部被ばくによる実効線量

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の過去3ヶ月の外部被ばく線量分布（各月別の全入域者数）を表1に示す。

表1 外部被ばく線量

区分(mSv)	R7.3月			R7.4月			R7.5月		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
100超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超え～20以下	0	2	2	0	0	0	0	0	0
5超え～10以下	0	76	76	0	18	18	0	23	23
1超え～5以下	17	602	619	13	517	530	5	411	416
1以下	985	6174	7159	997	5978	6975	961	6143	7104
計	1002	6854	7856	1010	6513	7523	966	6577	7543
最大(mSv)	3.6	10.8	10.8	1.7	9.9	9.9	2.55	6.77	6.77
平均(mSv)	0.08	0.36	0.33	0.06	0.28	0.25	0.05	0.24	0.21

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

2. 外部被ばく線量と内部被ばく線量の合算値（実効線量）

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の令和3年4月1日を始期とする5年間の累積線量分布の4月末（R3.4～R7.4）と5月末（R3.4～R7.5）を表2に、年度の累積線量分布の4月末（R7.4）と5月末（R7.4～R7.5）を表3に示す。

表2 5年累積線量

区分(mSv)	R3.4～R7.4月 (2021.4～2025.4)			R3.4～R7.5月 (2021.4～2025.5)			増減		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
100超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	126	126	0	134	134	0	8	8
20超え～50以下	37	1367	1404	38	1396	1434	1	29	30
10超え～20以下	71	2015	2086	73	2012	2085	2	-3	-1
5超え～10以下	143	1759	1902	141	1772	1913	-2	13	11
1超え～5以下	383	2921	3304	389	2939	3328	6	18	24
1以下	1293	9118	10411	1290	9223	10513	-3	105	102
計	1927	17306	19233	1931	17476	19407	4	170	174
最大(mSv)	36.72	68.12	68.12	36.92	70.19	70.19	-	-	-
平均(mSv)	2.14	5.69	5.33	2.17	5.72	5.37	-	-	-

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※H23.10月以降、有意な内部取り込みは認められていない。

表 3 年度累積線量

区分(mSv)	R7.4月			R7.4～R7.5月			増減		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
100超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超え～20以下	0	0	0	0	5	5	0	5	5
5超え～10以下	0	18	18	0	100	100	0	82	82
1超え～5以下	13	517	530	23	836	859	10	319	329
1以下	997	5978	6975	1080	6231	7311	83	253	336
計	1010	6513	7523	1103	7172	8275	93	659	752
最大(mSv)	1.7	9.9	9.9	3.75	11.80	11.80	－	－	－
平均(mSv)	0.06	0.28	0.25	0.11	0.47	0.42	－	－	－

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業員）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

3. 特定高線量作業従事者の外部被ばく線量と内部被ばく線量の合算値（実効線量）

特定高線量作業従事者※ 1 の累積線量分布を表 4 に示す。

表 4 累積線量（特定高線量作業従事者）

区分(mSv)	H23.3月～H27.9月
100超え	1
75超え～100以下	191
50超え～75以下	233
20超え～50以下	267
10超え～20以下	186
5超え～10以下	129
1超え～5以下	145
1以下	51
計	1203
最大(mSv)	102.69
平均(mSv)	36.49

（H27.10月より特定高線量作業従事者としての届出は実施していないため、H27.9月までの表として記載）

※ 1 特定高線量作業従事者

電離放射線障害防止規則第 7 条の緊急被ばく限度（100mSv）が適用されるとされている作業に従事する者。具体的には、発電所に属する原子炉施設並びに蒸気タービン及びその附属設備又はその周辺の区域であって、その線量が 1 時間につき 0.1mSv を超えるおそれのある場所において、原子炉施設若しくは使用済燃料貯蔵槽を冷却する設備の機能を維持するための作業を行うとき又は原子炉施設の故障、破損等により多量の放射性物質の放出のおそれのある場合に、これを抑制若しくは防止するための機能を維持するための作業に従事する者を指す。

なお、これまでの特定高線量作業従事者については東電社員のみが対象者である。

※ 2 特定高線量作業従事者の人数は、H23.3月～H27.9月の間で、過去に1度でも特定高線量作業従事者に届出したことのある者である。

※ 3 A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業員）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※ 4 H23.3月～H27.9月の累計の最大値（100超え）は、H25.7月に実施したH23.3月の内部被ばく線量を見直したことに伴うものである。

4. 等価線量

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の過去3ヶ月の等価線量（皮膚）分布を表5に、等価線量（水晶体）分布を表6に示す。

表5 皮膚

区分(mSv)	R7.3月			R7.4月			R7.5月		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
500超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
300超え～500以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
250超え～300以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200超え～250以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
150超え～200以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100超え～150以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	1	1	0	2	2	0	0	0
10超え～20以下	0	12	12	0	5	5	0	0	0
5超え～10以下	0	111	111	0	31	31	0	24	24
1超え～5以下	18	660	678	13	586	599	5	464	469
1以下	984	6070	7054	997	5889	6886	961	6089	7050
計	1002	6854	7856	1010	6513	7523	966	6577	7543
最大(mSv)	3.6	21.9	21.9	1.7	24.7	24.7	2.57	6.77	6.77
平均(mSv)	0.08	0.45	0.40	0.06	0.34	0.30	0.06	0.26	0.23

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、皮膚の等価線量限度は500mSv/年（緊急被ばく限度1Sv）となっている。

※皮膚の等価線量は、70μm線量当量で評価しており、胸部または腹部の他に手などの末端部の測定を行った場合は、その最大値としている。

表6 眼の水晶体

区分(mSv)	R7.3月			R7.4月			R7.5月		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
150超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100超え～150以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超え～20以下	0	15	15	0	5	5	0	0	0
5超え～10以下	0	76	76	0	23	23	0	24	24
1超え～5以下	17	612	629	13	535	548	5	464	469
1以下	985	6151	7136	997	5950	6947	961	6089	7050
計	1002	6854	7856	1010	6513	7523	966	6577	7543
最大(mSv)	3.6	12.9	12.9	1.7	12.1	12.1	2.57	6.77	6.77
平均(mSv)	0.08	0.39	0.35	0.06	0.30	0.27	0.06	0.26	0.23

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、眼の水晶体の等価線量限度は50mSv/年かつ、100mSv/5年（緊急被ばく限度300mSv）となっている。なお、令和3年4月1日以前の眼の水晶体の等価線量限度は150mSv/年（緊急被ばく限度300mSv）である。

※眼の水晶体の等価線量は、中性子線の1cm線量当量、X・γ線およびβ線の3mm線量当量とする。ただし、X・γ線およびβ線については、放射線の種類およびエネルギーの種類等を考慮して適切と判断した場合は、1cmまたは70μm線量当量としている。（R3.4月より）

5. 等価線量の累積値

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の4月末（R7.4）と5月末（R7.4～R7.5）の等価線量（皮膚）の年度累積分布の比較を表7に、4月末（R7.4）と5月末（R7.4～R7.5）の等価線量（水晶体）の年度累積分布を表8に示す。

また、令和3年4月1日を始期とする5年間の累積線量分布の4月末（R3.4～R7.4）と5月末（R3.4～R7.5）を表9に示す。

表7 皮膚

区分(mSv)	R7.4月			R7.4～R7.5月			増減		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
500超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
300超え～500以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
250超え～300以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200超え～250以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
150超え～200以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100超え～150以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	2	2	0	2	2	0	0	0
10超え～20以下	0	5	5	0	11	11	0	6	6
5超え～10以下	0	31	31	0	133	133	0	102	102
1超え～5以下	13	586	599	25	894	919	12	308	320
1以下	997	5889	6886	1078	6132	7210	81	243	324
計	1010	6513	7523	1103	7172	8275	93	659	752
最大(mSv)	1.7	24.7	24.7	3.77	25.72	25.72	－	－	－
平均(mSv)	0.06	0.34	0.30	0.11	0.55	0.49	－	－	－

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、皮膚の等価線量限度は5 0 0 mSv/年（緊急被ばく限度1 Sv）となっている。

※皮膚の等価線量は、70 μ m線量当量で評価しており、胸部または腹部の他に手などの末端部の測定を行った場合は、その最大値としている。

表8 眼の水晶体

区分(mSv)	R7.4月			R7.4～R7.5月			増減		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
150超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100超え～150以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超え～20以下	0	5	5	0	10	10	0	5	5
5超え～10以下	0	23	23	0	106	106	0	83	83
1超え～5以下	13	535	548	23	886	909	10	351	361
1以下	997	5950	6947	1080	6170	7250	83	220	303
計	1010	6513	7523	1103	7172	8275	93	659	752
最大(mSv)	1.7	12.1	12.1	3.77	12.80	12.80	－	－	－
平均(mSv)	0.06	0.30	0.27	0.11	0.51	0.46	－	－	－

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、眼の水晶体の等価線量限度は5 0 mSv/年かつ、1 0 0 mSv/5年（緊急被ばく限度3 0 0 mSv）となっている。

※眼の水晶体の等価線量は、中性子線の1 cm 線量当量、X・ γ 線および β 線の3mm 線量当量とする。

ただし、X・ γ 線および β 線については、放射線の種類およびエネルギーの種類等を考慮して適切と判断した場合は、1cm または70 μ m 線量当量としている。

表 9 眼の水晶体 5年累積線量

区分(mSv)	R3.4～R7.4月 (2021.4～2025.4)			R3.4～R7.5月 (2021.4～2025.5)			増減		
	東電 社員	協力 企業	計	東電 社員	協力 企業	計	東電 社員	協力 企業	計
100超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	154	154	0	169	169	0	15	15
20超え～50以下	39	1457	1496	40	1497	1537	1	40	41
10超え～20以下	70	2016	2086	72	2002	2074	2	-14	-12
5超え～10以下	145	1695	1840	143	1711	1854	-2	16	14
1超え～5以下	387	2898	3285	393	2915	3308	6	17	23
1以下	1286	9086	10372	1283	9182	10465	-3	96	93
計	1927	17306	19233	1931	17476	19407	4	170	174
最大(mSv)	36.72	68.26	68.26	36.92	71.21	71.21	-	-	-
平均(mSv)	2.18	5.98	5.60	2.20	6.02	5.64	-	-	-

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、眼の水晶体の等価線量限度は5 0 mSv/年かつ、1 0 0 mSv/5 年（緊急被ばく限度3 0 0 mSv）となっている。

※眼の水晶体の等価線量は、中性子線の1 cm 線量当量、X・ γ 線および β 線の3mm 線量当量とする。

ただし、X・ γ 線および β 線については、放射線の種類およびエネルギーの種類等を考慮して適切と判断した場合は、1cm または70 μ m 線量当量としている。

以 上